

令和3年度
事業計画書

小規模多機能型居宅介護事業

第二姫路・勝原ホム小規模多機能型居宅介護

法人理念

「いたわりと思いやり」

「地域福祉の拠点として」

1. 事業の内容

事業の指定	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業
事業の名称	第二姫路・勝原ホーム小規模多機能型居宅介護
指定番号	2894000187
施設の所在地	〒671-1201 姫路市勝原区下太田 201 TEL 079-272-5524 / FAX 079-271-5560
事業開始	平成 21 年 4 月 1 日
管理者	施設長 岸原一広
登録人員	29 人
実施地域	姫路市 (勝原区・大津区・網干区・広畑区・余部区・青山・太市)
営業日	年中無休
通いサービス	6:00 ~ 22:00 (但し送迎時間は 8:00 ~ 18:30)
泊まりサービス	22:00 ~ 6:00
訪問サービス	24 時間体制

2. 事業目標

次に掲げる年度目標の具体的対応策を周知・実行し、理念の実現を目指す。

目 標	感染症予防対策を講じつつ、個々の状態に応じた多機能性ある対応に努めていくことで、支援を受けながらもその人らしい生活の継続を図る。
理 由	コロナ禍から外出機会が減り、新しい生活様式など制限ある生活を強いられていることを踏まえ、意思疎通がかなう利用者には「したい」ことを確認するとともに意思疎通が厳しい利用者には家族から意向を聴き取り、共通認識のもと、感染症予防対策を講じつつ、事業所の特長である多機能性のある支援を実行していくことで、支援を受けながらもその人らしい生活を図りたいため。
具体的対応策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護支援専門員が中心となり、各介護員が担当利用者の「したい」ことに加え、生活に関する意向を聴き取る。 2. 意思疎通が厳しい利用者には介護支援専門員が家族に生活に関する意向を確認する。 3. 「したい」ことなど生活に関する意向に関して、その思いに至った経緯などの背景因子を分析し、利用者本人や家族に確認する。 4. 分析した利用者個々のニーズを職員間で話し合うとともに利用者本人と家族を含めて、意識化と共通認識を図り、感染症予防対策を講じつつ、ニーズに応じた行為と支援をすすめる。 5. 小規模多機能会議にて、PDCAサイクルを意識しつつ、検証と評価を行うことで、より意向やニーズに副った行為や支援につなげる。

3. 職員配置

介護保険法に定められている人員配置基準を遵守し、一人ひとりの利用者が、安全で快適な利用がかなうように次の人員を配置する。

職 種	常 勤	非常勤		フルパート		パート		合 計	
		人数	換算	人数	換算	人数	換算	人数	換算
施 設 長	1							1	1
介護支援専門員	1							1	1
看 護 職 員	1					1	0.2	2	1.2
介 護 員	3					14	7.7	17	10.7
調 理 員						9	5.2	9	5.2
宿 直 員						3	1.1	3	1.1
合 計	6					27	14.2	33	20.2

※施設長とパート（看護師、介護員、調理員）、宿直員は地域密着型小規模特養事業所（定員29名）との兼務

※介護支援専門員は介護員を兼務

4. 各種委員会

法令遵守及びサービスの質の向上を図るため、全ての職員が次のいずれかの委員会に属し、多職種が協働することにより、効果的に事業を展開する。

委員会名	活動目標	活動回数
リスクマネジメント委員会	ヒヤリ・ハット事例の分析による事故予防及び事故報告書の分析による事故対策等を検討するとともに職員に予防策・対応策の周知を図る。	月1回開催 【施設内研修】 9月
感染症対策委員会	施設内における感染症や食中毒の予防及びまん延防止のための対策（マニュアル）を検討し、職員に予防策・対応策の周知を図る。また、備品の衛生管理状況を確認する。	月1回開催 【施設内研修】 6月・10月
人権擁護委員会	職員倫理を踏まえ、身体拘束等人権侵害に該当する行為の予防、また、改善にむけたケアの検討を行い、予防マニュアル等を作成し、職員への周知を図る。	月1回開催 【施設内研修】 8月
接遇委員会	人との関わりにおける言葉遣い、姿勢に関するあり方を検討し、職員への周知を図るとともに評価を行う。	月1回開催 【施設内研修】 11月
環境・安全対策委員会	避難訓練の企画及び施設内外の設備（車両を含む）の自主点検状況の確認を行う。	月1回開催 【施設内研修】 3月
ケア向上委員会	食事・排せつ・入浴・移動・移乗等日常生活行為に関わるケアマニュアルの確認及び改訂に向けた取り組みを行うとともに改訂した内容について、職員に周知を図る。	月1回開催 【施設内研修】 12月
食事委員会	個々の利用者の楽しみとなる食事や摂取支援のあり方、また、ユニットでの調理及びキッチン使用時の留意事項等を検討し、職員に手順等の周知を図る。	月1回開催 【施設内研修】 1月

5. 年間行事計画

一人ひとりの利用者が、家族や地域住民とともに過ごす時間を作り、めりはりのある生活や馴染みのある習慣が継続できるように時節に応じた次の行事を計画する。

月	行事内容	内容
4月	①お花見	①園庭にて、花見を行う。また、近隣に桜の観賞に出かける。
5月	①花祭り見学 ②バーベキュー	①地域行事として、催される釈迦の誕生を祝う祭りを見学する。 ②園庭にて、バーベキューを行う。

月	行 事 内 容	内 容
6 月	①ドライブ外出（あじさい観賞）	①気分転換として、たつの市の世界の梅公園まで観賞に出かける。
7 月	①七夕会 ②勝原地区納涼の集い見学	①願いを書いた短冊等を笹に飾り、野菜を供え、節句としての慣わしを行う。 ②地域行事として、催される夏祭りに参加する。
8 月	①そうめん流し ②夏祭り	①軒下にてそうめん流しを行う。 ②射的やヨーヨー釣りなどを催す。
9 月	①寿会	①米寿と白寿の利用者の祝いを中心に、全利用者の長寿を祝い、茶話会を催すとともに舞踊を鑑賞する。
10 月	①吉備神社、 魚吹八幡神社の秋祭り見学	①地域神社で催される秋祭りを見学する。
11 月	①運動会 ②紅葉、菊花展観賞	①玉入れやパン食い競争などを行う。 ②気分転換として、たつの市、夢前町方面まで紅葉や菊花展の観賞に出かける。
12 月	①クリスマス会	①24日の昼食時にオードブル、おやつ時にケーキを提供するとともに職員による余興など宴を催す。
1 月	①初詣 ②書初め会	①近隣の神社まで参拝に出かける。 ②利用者が正月3が日に新年の抱負など想いを書かれた書初をとんどで燃やしていただくなど、古来からの慣わしを行う。
2 月	①節分（豆まき）	①鰯を食し、豆をまき、邪気を追い出す古来からの慣わしを行う。
3 月	①ドライブ外出（梅林公園見学）	①気分転換として、たつの市の世界の梅公園まで観賞に出かける。

6. サービスの種類及び概要

日々の生活の中で、一人ひとりの利用者が自己選択し、決定できるサービスを実施する。

サービスの種類	概要
通い	<p>事業所をサービス拠点として、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の支援や助言する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 食事 <ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供及び食事の支援をする。 ② 入浴 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴または清拭を行う。 ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の支援を行う。 ③ 排せつ <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立に向けた適切な支援を行う。 ④ 日常の運動 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体状況に適した運動を勧め、身体機能の維持・向上に努める。 ⑤ 健康チェック <ul style="list-style-type: none"> ・血圧測定等利用者の健康状態の把握に努める。状態に応じた助言を行う。病院に受診が必要な場合は連絡や付添等を行う。 ⑥ 送迎サービス <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望により、送迎を行う。
泊まり	<p>事業所内での夜間帯の利用で、排せつや更衣、食事等に関する支援を行う。</p>
訪問	<p>利用者の自宅を訪問し、食事や排せつ、更衣、整容、掃除、服薬確認等の日常生活上の支援や安否確認、買い物や病院受診等自宅生活の継続に向けた支援を行う。</p>
短期利用	<p>他の登録利用者に対する支援に支障がない場合に、算定式に基づいて算出した宿泊室にて、状態や家族等の事情により緊急に利用することが必要な利用者を7日以内（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）で受け入れ、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。</p>
いきがい活動	<p>手芸やちぎり絵、音楽鑑賞、斉唱、体操、近隣での散歩などのいきがい活動については、利用者本人の意思を確認しながらレクリエーションとして随時、行う。</p>
外出支援	<p>気分転換や利用者の希望に応じて、随時、近隣の公共施設や寺社等までドライブとして出かける。週に1回、おやつを買出し時に近隣のスーパーマーケットまで一緒に出かける。</p>
園だよりの発行	<p>施設での活動内容や取り組み等を月1回広報誌として発行する。</p>

7. 運営推進会議

地域密着型サービスの内容の報告及び利用者に対する適正サービス実施状況の確認、地域関係者との意見交換・交流等を行うことを目的に、年6回開催する。

協議内容及び開催回数	出席者
①事業計画、事業報告に関する事項 ②利用状況及び活動報告に関する事項 ③普及啓発事業に関する事項 ④事故・苦情報告及び対応策等の事項 ⑤地域行事への参加等、地域交流に関する事項 ⑥第三者評価に関する事項 ⑦その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民代表 ・ 当該事業についての知見を有する者 ・ 利用者代表及び利用者家族代表 ・ 姫路市朝日地域包括支援センター ・ 管理者 ・ 計画作成担当者

8. 施設の安全対策

一人ひとりの利用者にとって、より安全な利用を図るため、防災意識を高め、有事に備えて、次の災害への対策を実施する。

月	訓練種目	内容
4月	消防訓練（夜間体制）	避難手順の確認、通報機器の操作手順の説明
5月	消防訓練（夜間体制）	避難手順の確認、通報機器の操作手順の説明
6月	消防訓練（夜間体制） ※網干消防署立会	通報及び避難手順の確認、通報機器の操作手順の説明 初期消火訓練として、消火器の取り扱い方の講習
7月	消防訓練（夜間体制）	避難手順の確認、通報機器の操作手順の説明
8月	消防訓練（夜間体制）	避難手順の確認、通報機器の操作手順の説明
9月	自然災害対応訓練	福祉避難所開所手順、備蓄品の使用手順の確認
9月	消防訓練（夜間体制）	避難手順の確認、通報機器の操作手順の説明
10月	消防訓練（夜間体制）	避難手順の確認、通報機器の操作手順の説明
11月	消防訓練（日中体制）	避難手順の確認、通報機器の操作手順の説明
12月	消防訓練（日中体制） ※第二デイと合同訓練	避難手順、役割分担の確認、通報機器の操作手順の説明
1月	消防訓練（日中体制）	避難手順の確認、通報機器の操作手順の説明
2月	消防訓練（日中体制）	避難手順の確認、通報機器の操作手順の説明
3月	消防訓練（夜間体制）	避難手順の確認、通報機器の操作手順の説明

9. 施設内職員研修

職員の資質の向上を図り、より質の高いサービスを実行していくために、毎月、各委員会が中心となって次のとおり施設内研修を実施する。

月	研 修 名	対 象	研修担当
4月	倫理、及び法令遵守、個人情報保護に関する研修	全職員	理事長・施設長
5月	褥瘡について	全職員	施設長
6月	食中毒予防について	全職員	感染症対策委員会
7月	認知症の症状について	全職員	施設長
8月	高齢者虐待について	全職員	人権擁護委員会
9月	リスクマネジメントについて	全職員	リスクマネジメント委員会
10月	ウィルス感染症について	全職員	感染症対策委員会
11月	接遇について	全職員	接遇委員会
12月	排泄に関するケアについて	全職員	ケア向上委員会
1月	食支援について	全職員	食事委員会
2月	終末期ケアについて	全職員	看護師、施設長
3月	リスク（非常時の対応）について	全職員	環境・安全対策委員会

10. その他の事業

地域密着型の事業所として、地域に根ざした福祉活動を推進するため、次の事業を実施する。

事 業 名	内 容
地域福祉セミナーの開催	高齢者がかかりやすい疾病、認知症、身体の特徴、高齢者福祉・介護保険制度、健康増進などのセミナーを開催する。（年1回）

11. 研修計画

各職員の職種と役割、経験年数に合わせて、習得すべき能力やスキルを明確にし、ボトムアップ（底上げ）を図るため、それぞれに応じた研修への参加を促す。

対 象	研 修 内 容	研 修 名
生活相談員 介護支援専門員 介護主任 ユニットリーダー	・各事業所のリーダーとして、求められる役割と持つべきスキルなどについて	リーダー研修
法人全体	・福祉、介護の専門職として、持つべきマナーなどについて	接遇研修